

広島県告示第三百七十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

尾道市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成三〇年六月四日	午後一時～午後四時	ベイトウン尾道冷凍倉庫
平成三〇年六月五日	午前九時～午後四時	ベイトウン尾道冷凍倉庫
平成三〇年六月六日	午前九時～午後四時	尾道市役所
平成三〇年六月七日	午前九時～午後〇時	尾道市役所
平成三〇年六月八日	午後一時～午後四時	三原農協せとだ南出張所
平成三〇年六月九日	午前九時～午後四時	尾道市役所瀬戸田支所
平成三〇年六月二〇日	午前九時～午後〇時	重井公民館
	午後一時～午後四時	三庄公民館
平成三〇年六月二一日	午前九時～午後〇時	尾道市役所浦崎支所
平成三〇年六月二五日	午後一時～午後四時	県宮上屋三号倉庫
平成三〇年六月二六日	午前九時三〇分～午前一〇時三〇分	尾道市農協泊倉庫
	午前二時～午後〇時	尾道市農協百島出張所
	午後二時三〇分～午後四時	尾道市役所旧向東支所
平成三〇年六月二七日	午前九時～午後四時	因島市民会館
平成三〇年六月二八日	午前九時～午後二時三〇分	尾道市農協栗原支店

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場

所

実 施 期 日	実 施 場 所
平成三〇年六月四日 平成三一年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会